

「第7回 千葉県健康危機管理対策本部会議」（令和2年3月7日開催）

【知事の指示事項】

新型コロナウイルス感染症について、前回の会議以降も、引き続き県内で感染者が確認されており、感染の拡大が続いております。本日、新たに患者が4名確認され、トータル22名となりました。

市川市内のスポーツクラブでの接触者については、国のクラスター対策チームの指導のもとに、健康観察等を実施中ですが、その後も、肺炎患者との明確な接触が確認されていない事例が確認されております。

また、市川市の患者4名については、市川市内の福祉事業所で職員と利用者、その家族であり、私としても、非常に危機感を感じているところです。

感染拡大防止には、極めて重要な時期であり、このような状況の中で、県として、これまで以上に危機感を持って、踏み込んだ対策をとっていく必要があると考えております。

国においては、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の対象とする法改正の動きがあり、早ければ来週中にも、改正法が成立すると報道されております。

本日の会議では、県の対応について協議することとしますが、特に、

- ・市川市との共同による対策組織の検討
- ・市川市の福祉事業所で複数の患者の発生に伴う対応 等

について、本日の対策本部会議を踏まえ、健康福祉部を中心に、各部局庁において速やかに実施するよう指示します。

＜知事から各部局庁に対する指示事項＞

- 1 各部局庁においては、県の「新型インフルエンザ等対策行動計画」を改めて確認し、行動計画に定められている対策を適切な時期に漏れなく実施できるよう準備すること。
- 2 健康福祉部においては、県と市川市による共同対策チームの設置、通所介護事業所等に対するサービス提供縮小等の準備の要請、社会福祉施設・事業所や医療機関職員への外出自粛の協力依頼を行うこと。
- 3 新型コロナウイルス感染症により、県内企業等の事業活動にも大きな影響が生じていることから、商工労働部においては、今後、国をはじめ、商工団体や金融機関等と連携して、情報収集体制を整備し、県内経済の状況把握に努めるとともに、中小企業等に対し、必要な支援を行っていくこと。また、農林水産部においても、県内農林水産業への影響などをしっかり把握し、必要な支援を行っていくこと。